

事業承継で
補助金を
受けたい

事業承継補助金

趣旨・目的

事業承継補助金は、事業承継やM&Aなどをきっかけとした、中小企業の新しいチャレンジを応援する制度です。経営者の交代後に経営革新などを行う場合（Ⅰ型）や事業の再編・統合等の実施後に経営革新等を行う場合（Ⅱ型）に、その取組に要する経費の一部を補助します。

2017年4月1日～2020年12月31日の間に事業承継を行う必要があります。

対象となる方

対象となる事業承継の類型

Ⅰ型：後継者承継支援型

- 「経営者の交代」を契機に経営革新等に取り組む、または事業転換に挑戦する法人や個人事業主

Ⅱ型：事業再編・事業統合支援型

- 「事業再編・事業統合」を契機に経営革新等に取り組む、下記の①もしくは②の要件を満たす申請であれば補助率が2/3に！

- ① ベンチャー型事業承継枠 新商品・新役務の開発、または提供、事業転換による新分野への進出等
- ② 生産性向上枠 「先端設備等導入計画」または「経営革新計画」いずれかの認定を受けていること

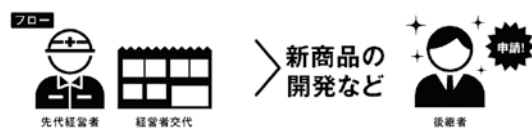
補助対象者の要件

- 日本国内に拠点もしくは居住地を置き、日本国内で事業を営む中小企業者等であること。
- 地域の需要や雇用を支えることで地域経済に貢献する中小企業者等であること。
- 承継者が現在経営を行っていない、または事業を営んでいない場合、次のいずれかを満たす者であること。
 - ・経営経験を有している（事業）者
 - ・同業種での実務経験などを有している（事業）者
 - ・創業・承継に関する研修等を受講した（事業）者

支援内容

Ⅰ型：後継者承継支援型

対象となる取組み：親族内承継／外部人材招聘など



事業所や既存事業の廃止等の事業整理（事業転換）を伴う場合補助額を上乗せします！

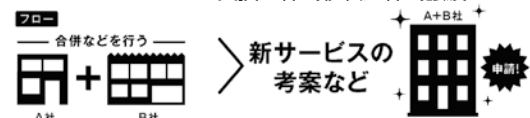
解体・処分費等が発生した場合に限り、事業転換とみなされます！

Ⅰ型：後継者承継支援型		
補助率	2/3以内	1/2以内
補助上限額	300万円	225万円

上乗せ額	+300万円	+225万円
------	--------	--------

Ⅱ型：事業再編・事業統合支援型

対象となる取組み：合併／会社分割／事業譲渡／株式交換・株式移転／株式譲渡など



事業所や既存事業の廃止等の事業整理（事業転換）を伴う場合補助額を上乗せします！

解体・処分費等が発生した場合に限り、事業転換とみなされます！

Ⅱ型：事業再編・事業統合支援型		
補助率	2/3以内	1/2以内
補助上限額	600万円	450万円

上乗せ額	+600万円	+450万円
------	--------	--------

- 補助対象経費 人件費／店舗等借入費／設備費／原材料費／知的財産権等関連経費／謝金／旅費／マーケティング調査費／広報費／会場借料費／外注費／委託費
- 事業所の廃止、既存事業の廃棄・集約を伴う場合
 廃業登記費／在庫処分費／解体・処分費／原状回復費 ※Ⅱ型 のみ「移転・移設費」も含む

上記は令和元年度補正事業承継補助金の募集内容となります。最新情報については、事務局ホームページをご参照いただく又は下記までお問い合わせください。お手数ですが、ご確認の程、よろしくお願い致します。

問い合わせ先

令和元年度補正事業承継補助金事務局 TEL：03-6264-3031（129ページ No.8）
 滋賀県事業引継ぎ支援センター TEL：077-511-1503（130ページ No.41）